

○農林水産省令第八十三号
養蜂振興法（昭和三十年法律第二百八十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

(ジャガイモシリコシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正)
第八十二条 ジャガイモシリコシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成二十八年農林水産省令第六十一号)の一部を次のように改定する。

別記様式第一号中「(イ)」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第四号中「(イ)」を削り、備考を削る。

別記様式第五号中「(イ)」を削る。

別記様式第六号中「(イ)」を削り、備考を削る。

(テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部改正)

第八十三条 テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成三十一年農林水産省令第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「(イ)」を削り、備考1を削り、備考2を備考とする。

別記様式第四号中「(イ)」を削り、備考を削る。

別記様式第五号中「(イ)」を削る。

別記様式第六号中「(イ)」を削り、備考を削る。

(日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令の一部改正)

第八十四条 日本農林規格等に関する法律等に規定する検査身分証明書の様式を定める省令(平成三十一年農林水産省令第八号)の一部を次のように改正する。

別記様式表面中「(印)」を削り、同様式裏面中「(印)」のないもの及び写真に印又は刻印のないものは、無効とする。」を削る。

(農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部改正)

第八十五条 農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則(令和二年農林水産省令第十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式(第8条関係)

(表)

第
年
月
日発行
号

身 分 証 明 書

氏名

上記の者は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律
(令和元年法律第57号)第40条第1項の規定による立入検査
又は質問をする職員であることを証明する。

真

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

(裏面)

漁業法(抄)

第一百七十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

第一百九十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一(略)

六 第百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。